

平成 26 年 第 1 回

# 渡島西部広域事務組合議会

## 臨時会 会議録

平成 26 年 3 月 26 日 開会

平成 26 年 3 月 26 日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

## 各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

誠に恐れ入りますが、ご了承の上、御判読頂きたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成26年3月26日（水曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠席議員	1 頁
○出席説明員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1 頁
○開 会・開議宣告	2 頁
○議事日程・諸般の報告	2 頁
○管理者あいさつ	2 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	2 頁
○日程第2 会期の決定	2 頁
○日程第3 議案第1号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	3 頁
○日程第4 議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	3 頁
○日程第5 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4 頁
○日程第6 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	5 頁
○閉会の議決	5 頁
○閉会宣告	5 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	3月26日	原案可決
2	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	3月26日	原案可決
3	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
4	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	3月26日	原案可決



---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

- 議長（溝部幸基） おはようございます。本日は大変御苦勞さまです。  
ただいまの出席議員は 10 名で議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、平成 26 年第 1 回臨時会を開会致します。

---

## ◎議 事 日 程 ・ 諸 般 の 報 告

---

- 議長（溝部幸基） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
また、諸般の報告も既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりですのでご了承願います。

---

## ◎管 理 者 あ い さ つ

---

- 議長（溝部幸基） 次に申し出がありますので管理者の挨拶を行います。佐藤卓也管理者。  
○管理者（佐藤卓也） 平成 26 年第 1 回臨時会を開会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。  
議員の皆様には、年度末の何かとご多用中のところ、ご参集を頂き誠に有難うございました。  
最初に、幹事の委嘱でございますが、松前町副町長の岡本順一氏が期間満了により 3 月 31 日を以って退任致します。長いあいだ組合行政にご尽力とご助言を賜り心から厚くお礼申し上げます。  
後任の副町長には 3 月 13 日に若佐智弘氏が選任され、4 月 1 日付けで組合幹事に委嘱する予定でございます。  
次に、年度末の定年退職者は木村衛生センター長を含め、衛生センター 3 名、松前消防署 2 名の合計 5 名の職員が今月を以って退職されます。これまでの衛生業務や消防行政に対するご尽力に、感謝とご慰勞を申し上げます。  
なお、後任の衛生センター長には木古内町からの派遣職員を充てることで進めております。  
木古内消防署管内において 2 月 27 日に発生した油漏れ事故は、3 月 1 日に鶴岡地区の酪農業を営んでいる方の倉庫において、軽油の入ったドラム缶が腐食し、約 60 リットル程度流出している事が確認され、直ちに撤去し、オイルフェンス等の設置により海への流失はありませんでした。  
また、知内消防署管内において 3 月 6 日に住宅 1 棟の内部を全焼する火災が発生し、1 名の方が焼死しました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに今後も火災予防の啓発に万全を期して参ります。  
なお、3 月 19 日に知内町の海岸で釣りをしていた男性が、雪に埋もれた深さ 2 メートル程の砂の穴に落ち、救助要請を受け無事救助しましたが、救助する際に職員が誤って落ち、左膝の靭帯を損傷したため、公務災害の認定を申請しております。  
今般の臨時会に提案申し上げております案件は 4 件で、北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。  
職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、木古内町の独自削減と人事院勧告に基づく昇給の回復措置に関する改正等で、構成町において関係条例が議決されておりますので提案するものでございます。  
この後、議案の内容を担当者から詳しく説明させますので、何卒ご審議頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。  
○議長（溝部幸基） 管理者の挨拶が終わりました。

---

## ◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

---

- 議長（溝部幸基） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は規定に基づき、10 番斎藤勝議員、11 番岩館俊幸議員を指名致します。

---

## ◎会 期 の 決 定

---

- 議長（溝部幸基） 日程第 2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定致しました。

### ◎議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(溝部幸基) 日程第3 議案第1号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) それでは、臨時会議案の1ページをお開き願います。

議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法、(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成26年3月26日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容につきましては、別冊の議案説明資料の1頁と2頁で説明をさせていただきますのでお開き願います。

議案第1号関係、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、1の提案理由は、道央廃棄物処理組合の加入、赤平市及び上川中部消防組合並びに伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の必要が生ずるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2の変更の内容について、次の2頁に新旧対照表をお示ししているとおりですが、道央廃棄物処理組合は千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町で構成するごみ処理組合でございます。この組合が加入するものです。また、赤平市については滝川地区消防組合に加入するため脱退するものでございます。

なお、上川中部消防組合と伊達、壮瞥学校給食組合については、先般の第1回定例会の退職手当組合でも説明しておりますので割愛させていただきます。1頁にお戻り願います。

3の施行期日について、この規約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第1号の説明を終わります。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(溝部幸基) 説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」との声多数あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」との声多数あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第1号は可決致しました

### ◎議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長(溝部幸基) 日程第4 議案第2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) 臨時会議案の2ページをお開き願います。

議案第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。平成26年3月26日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容について、別冊の議案説明資料の3頁と4頁で説明をさせていただきますのでお開き願います。

議案第2号関係、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、1の提案理由は、道央廃棄物処理組合の加入、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の必要が生ずるため、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2 の変更の内容については、次の 2 頁に新旧対照表を示しておりますので参照頂きたいと思ひます。

3 の施行期日について、この規約は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。宜しくご審議の程お願い致します。

- 議長(溝部幸基) 説明が終わりました。質疑を行います。  
(「なし」との声多数あり)
- 議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終ります。討論を行います。  
(「なし」との声多数あり)
- 議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終ります。採決を行います。  
お諮り致します。  
議案第 2 号を決することに賛成の方は起立を願ひます。  
(賛成者起立)
- 議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第 2 号は可決致しました

---

### ◎議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について

---

○議長(溝部幸基) 日程第 5 議案第 3 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) それでは、臨時会議案の 3 頁をお開き願ひます。

議案第 3 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 26 年 3 月 26 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、提案理由並びに改正内容を説明しますので、別添議案説明資料の 5 頁をお開き願ひます。なお、朗読しながら若干の説明を加えさせていただきますので宜しくお開き願ひいたします。

1 の提案理由、各構成町は引き続き厳しい財政事情対策として、従前から職員の給与削減を実施しております。当組合の職員給与も同様に削減するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

2 の改正の主な内容、木古内町職員の給与独自削減に準じて、附則の追加により平成 26 年度限りとして改正する。ただし、派遣職員(所属異動職員を含む)は、派遣元所属町の消防署職員同様とする。

なお、木古内町の給与独自削減は平成 17 年度から継続して実施しております。

(1)の木古内消防署職員の給料、給料月額、次の表の割合を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、期末・勤勉手当の算出の基礎となる給料月額は、減じる前の額とするものです。下の表は級別の減額割合ですが、3 級から 5 級までは 100 分の 1、6 級は 100 分の 3 を減ずる内容です。右側の表は、参考までに木古内町職員の減額割合を記載しておりますので参考に願ひます。

次に※印の参考で減額の比較ですが、木古内消防署の平成 26 年度当初予算と単純比較しての差額ですが、給料差額では 59 万 8,000 円、共済費では 15 万 1,000 円、差額合計が 74 万 9,000 円となり率で 0.6%の削減率です。

木古内消防職員の 3 級以上の減額対象者 12 名で割り返しますと、1 名当たり平均で 6 万 2,416 円の減額となります。なお関係予算の補正は、次期議会等に提案予定でございますので宜しくお開き願ひ致します。

3 の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するという内容です。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。ご審議の程宜しくお開き願ひ致します。

- 議長(溝部幸基) 説明が終わりました。質疑を行います。  
(「なし」との声多数あり)
- 議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終ります。討論を行います。  
(「なし」との声多数あり)
- 議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終ります。採決を行います。  
お諮り致します。議案第 3 号を決することに賛成の方は起立を願ひます。  
(賛成者起立)
- 議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第 3 号は可決致しました

---

◎議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基） 日程第6 議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、臨時会議案の4頁をお開き願います。

議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年3月26日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、提案理由並びに改正内容を説明しますので、別冊の議案説明資料の6頁をお開き願います。朗読しながら若干の説明を加えさせていただきます。

1の改正理由及び主な内容についてでございますが、平成25年度の人事院勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第3号）の一部を改正し、平成18年の給与構造改革時に昇給抑制されている45歳に満たない職員について、これまで抑制してきた昇給を平成26年4月1日に最大1号俸回復する措置でございます。下の表は抑制の状況を示したもので、現在まで最大4号俸抑制されておりましたが、平成19年、20年、21年、22年において回復措置がなされ、現在まで回復して来ているものであります。

なお、人事院勧告に基づく条例改正をした回復措置の実施状況は次のとおりです。

今回の対象職員数は17名で、その内、2名については今回の改正で抑制がすべて解消されます。また、14名については今回の改正でも1号俸未回復です。さらに、1名については今回の改正でも2号俸未回復のままです。

ちなみに、平成26年4月1日現在の40歳の職員のケースで言いますと、下の表のとおりになるものでございます。

2の施行期日、平成26年4月1日から施行する。

以上で議案第4号の説明を終ります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」との声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終ります。討論を行います。

（「なし」との声多数あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終ります。採決を行います。

お諮り致します。議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第4号は可決致しました

---

◎閉 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基） 以上で、案件審議は全て終了いたしましたので、平成26年第1回臨時会を閉会致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」との声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認めます。

---

◎閉 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基） これをもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

（閉会 午前10時19分）

○議長（溝部幸基）　ここで、3月31日付けで退任いたします岡本幹事より挨拶があります。

○幹事（岡本順一）　皆さん、お早うございます。貴重な時間を頂き誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。来る3月31日の任期満了をもちまして、副町長を退任いたします。在任中、渡島西部広域事務組合幹事として、溝部議長様をはじめ各議員の皆様、そして佐藤管理者をはじめ各参与、各幹事の皆様そして多くの職員の皆様方には、心温まるご指導を賜りましたことを、本席からあらためて深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後の渡島西部広域事務組合さらには、各構成町の更なるご発展と皆様方の今後益々のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます、皆様方にお礼の挨拶とさせていただきます。長い間有難うございました。

（拍手あり）

○議長（溝部幸基）　どうも有難うございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 齋 藤 勝

署 名 議 員 岩 館 俊 幸